



岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年8月17日

岡山市町村総合事務組合管理者 小倉 博俊



岡山市町村総合事務組合条例第5号

岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年岡山市
町村総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の新旧対照表

新	旧
(特別休暇) 第 7 条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署への出頭の場合、その都度必要と認める日又は時間 (2)の 2～(20) 略	(特別休暇) 第 7 条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署への出頭の場合、その都度必要と認める日又は時間 (2)の 2～(20) 略